

DYNATECH 旅行予約サービス加盟店規約

本規約は、バリューコマース株式会社(以下「当社」といいます。)が提供する旅行予約サービス(以下「本サービス」といいます。)の利用を申し込み、当社がこれを承諾したもの(以下「加盟店」といいます。)と当社の間の本サービスの利用に関する権利義務を定めるものです。

第1条(規約の適用)

1. 加盟店は本サービスを利用するにあたり本規約を遵守するものとします。
2. 加盟店によっては本規約の他に当社が別途定める規約、特約、その他ガイドライン等(以下「諸規定」といいます。)が適用される場合があります。
3. 本規約と諸規定が矛盾する場合は、当該諸規定が優先されるものとします。

第2条(本規約の改定及び承諾)

1. 当社は個別に加盟店の承認を得ることなく本規約の内容を変更できるものとします。
2. 当社は、前項の規定により本規約の内容を変更する場合、事前に当社所定の方法にて周知するものとします。
3. 前項にかかわらず、本規約の内容の変更が軽微で加盟店に不利とならない場合、当社は事後の周知により本規約を変更できるものとします。

第3条(用語の定義)

本規約において要する語句の定義は、別途定義されない限り、以下の通りとします。

(1) クレジットカード

利用者とクレジットカード発行会社との契約に基づき発行されたカードに記載された番号及び有効期限等を入力することにより商品等代金の支払いに用いることのできる手段

(2) カード会社等

当社が提携するクレジットカード発行会社の総称

(3) 決済代行会社等

カード会社等に対しクレジットカードによる決済代行サービスを実施する会社

(4) 加盟店契約

当社から本サービスの提供を受けるための契約

(5) 公式サイト

加盟店が保有又は管理する(第三者に管理を委託する場合を含む)ウェブサイトで宿泊予約を可能とするもの

(6) 商品等

加盟店の公式サイト及び本サービスを通じて利用者に提供する宿泊可能な客室に対する予約サービスで飲食提供の予約等関連業務を含む

(7) 利用者

カード会社等からクレジットカードの利用を認められ、加盟店の公式サイト及び本サービスを利用して商品等を購入する個人または法人

(8) 予約システム

加盟店の公式サイトを通じて商品等を利用者に提供するシステムであり当社の宿泊予約システムである DYNABE

第4条(加盟店契約の成立)

1. 加盟店契約を申し込み、当社が所定の審査の上承諾を通知し、当社所定の登録手続きが完了した日に加盟店契約は成立するものとします。
2. 当社および決済代行会社等による所定の審査の結果、加盟店契約の申し込みを承諾しない場合があります。

第5条(商品等の告知)

1. 加盟店は、加盟店の責任と負担において、商品等告知の企画・制作を行うものとします。
2. 加盟店は、前項の告知にあたり、以下の事項を遵守するものとします。
 - (1) 個人情報保護法、特定商取引法、割賦販売法、景品表示法、消費者契約法、著作権法、旅館業法等関連する法令の定め違反しないこと。
 - (2) 利用者の判断に錯誤を与える恐れのある表示をしないこと。
 - (3) 公序良俗に反する表示をしないこと。
 - (4) 加盟店の公式ウェブサイト(当社の提供する予約フォームを含む)において、次の事項について表示を行うこと。
 - ① 当社の指定するクレジットカードによる事前決済を利用した宿泊予約の場合は、利用者と当社間での手配旅行契約になること。
 - ② 利用者の個人情報を委託先に提供すること。
 - ③ 商品等代金(原則として円建て)
 - ④ 商品等代金の支払時期及び方法
 - ⑤ 加盟店の名称、所在地、電話番号、電子メールアドレス
 - ⑥ 加盟店の宿泊約款及びプライバシーポリシー
 - ⑦ 購入申込について有効期限があるときは、その期限
 - ⑧ 商品等代金以外に利用者が負担すべき金銭があるときは、その内容及び額
 - ⑨ 商品等に契約不適合がある場合に、加盟店の責任についての定めがあるときは、その内容
 - ⑩ 商品等の販売数量の制限など、特別な条件があるときは、その内容
 - ⑪ 請求によりカタログなどを別途送付する場合、それが有料であるときは、その金額
 - (5) 電子メール、メッセージアプリ等による商業広告を送る場合に、事前に利用者の承諾を得ること。

第6条(加盟店の条件)

1. 加盟店は、当社が利用者の委託を受け利用者のために宿泊等旅行サービスの提供を受けることができるよう手配を引き受ける委任契約を締結することを承諾します。
2. 加盟店は、公式サイトにて当社の予約システムを使用します。
3. 加盟店に対して当社が支払うべき金銭がある場合、加盟店は、加盟店に代わり当社が商品等代金等を利用者から収受すること、又決済に必要な個人情報を当社が預かり加盟店の利用目的の範囲内で当社が利用することを承諾します。

4. 加盟店は、本規約策定時において当社が提供するサービスが GDPR の適用要件を満たさないため、当社に GDPR が直接適用されないことを確認します。加盟店は、当該加盟店に GDPR 等の海外の法令が適用される場合、十分に余裕をもって事前に当社に通知の上、適用法令に準拠するデータ処理契約等を当社と締結します。
5. 前項第 2 文の場合、加盟店は、前項に定める海外の法令に準拠するデータ処理契約等を締結するまで、特定の地域居住者に限定した予約の受付及びクーポン発行等、海外の法令が適用される行為を行わないことを承諾します。

第7条(加盟店の義務)

1. 加盟店は、利用者との取引に関し、利用者に対する加盟店の責務を履行し、利用者からの質問、クレーム等に誠実に対応するものとします。
2. 加盟店は、本サービスを利用するにあたり、以下を行ってはなりません。
 - (1) 当社又は第三者の著作権、知的財産権等の権利を侵害する行為
 - (2) 本サービスを利用することで知れた情報を第三者に開示若しくは漏洩する行為
 - (3) 第三者の財産又はプライバシーを侵害する行為
 - (4) 詐欺等の犯罪に結びつく行為
 - (5) 第三者に対し無断で広告、宣伝等の電子メールを送信する行為
 - (6) 社会通念上不適当なものに携わる行為
 - (7) 旅館業法その他法令に違反し公序良俗に反する行為
 - (8) その他前号に該当する恐れのある行為又はこれに類する行為

第8条(利用者との紛議への対応)

1. 本サービスを利用した取引に関し加盟店と利用者との間で何らかの紛議が生じた場合、その理由の如何を問わず、全て加盟店の費用と責任において解決するものとします。
2. 利用者がカード会社等に支払い停止の抗弁を申し出た場合、当社はカード会社等の指示に従ってこれを加盟店に通知するとともに、当該商品等代金は以下に定める通り取り扱うものとします。
 - (1) 当該商品等代金が支払前の場合、当社は当該商品等代金の支払を保留又は拒絶することができるものとします。
 - (2) 当該商品等代金が支払済の場合は、加盟店は当社の請求に応じて当社所定の方法により当該商品等代金を遅滞なく返金するものとします。
 - (3) 当該抗弁事由が消滅した場合は、当社は加盟店に商品等代金を支払うものとします。
3. 当社が加盟店に対する支払を保留した商品等代金には、利息、遅延損害金を付さないものとします。
4. 加盟店は、直ちに当該抗弁の事由あるいは支払拒絶の事由を解消するよう努めるものとします。
5. 本条第1項及び第2項の定めにかかわらず、利用者から自己の利用によるものではない旨の申し出がカード会社等にあり、カード会社等が当該利用について第三者による不正利用であると認めた場合、当社は加盟店に当該商品等代金を支払いません。但し、決済代行会社等から当社に支払われる場合を除きます。又、加盟店が不正利用と認めない場合、当社によるカード会社等への反証に加盟店は最大限協力するものとし、加盟店の情報を反証に使用することに同意します。
6. 前項による不正利用の防止のため、当社の委託先が提供する不正検知サービスと連携を行いますが、全ての不正利用の防止を保証するものではありません。

7. カード会社等又はカード会社等が提携する組織における規則等の変更、関連法令の改正、加盟店が前項の不正利用に加担したと当社が判断した場合、不正利用が極めて社会問題になったと当社が判断した場合等には、当社が前項の定めを適用せず又は変更できることに加盟店はあらかじめ同意するものとします。

第9条(予約・取消通知)

1. 本サービスを通じて当社が商品等代金を利用者から收受したときに、当社は当社所定の方法により加盟店に速やかに通知します。
2. 本サービスを通じて利用者又は加盟店が商品等代金を取消し又は変更したときは、当社は当社所定の方法により加盟店へ速やかに通知します。

第10条(利用者との直接精算)

利用者の希望により宿泊の条件を変更する等により、利用者が支払うべき商品等代金と、当社が利用者から收受した商品等代金との間に差異が生じた場合には加盟店は次のとおり取り扱うものとします。

- ①当社が利用者から收受した商品等代金より利用者が支払うべき商品等代金が上回った場合、加盟店はその差額を当該利用者から直接收受するものとし、直接收受した金額に対し当社の手数料は適用されないものとします。
- ②当社が利用者から收受した商品等代金より利用者の支払うべき金額が下回った場合は、加盟店はその差額を当該利用者に直接払い戻すものとし、当社が利用者から收受した商品等代金はその手数料等を控除した金額を加盟店に支払い、加盟店により直接払い戻された商品等代金に相当する金額についても手数料の減免は行わないものとします。
- ③当社が利用者から收受する宿泊等代金は宿泊税等を含む宿泊プランとして取り扱い、当社の発行する領収書には宿泊税等の記載をしないことに加盟店は同意するものとします。
- ④ポイント、クーポン等の利用により商品等代金が値引きされる場合、当社が値引きされた金額で領収書を発行することに加盟店は同意するものとします。
- ⑤利用者の本人確認ができない等、当社が領収書を発行できない場合があることを加盟店は同意するものとします。
- ⑥当社と加盟店との宿泊予約サービスに関する利用契約の終了後、必要な場合を除き当社が利用者への精算等の対応を行わないことに加盟店は同意するものとします。

第11条(予約の変更・取消)

1. 本サービスを通じて当社が手配旅行契約を締結した利用者が、本サービスを通じて当該手配旅行契約に係る宿泊予約を取り消したときは、当社は加盟店所定の取消料を加盟店のために当該利用者に請求するものとします。
2. 本サービスを通じて当社が手配旅行契約を締結した利用者が、本サービスを通さずに直接当該宿泊の変更・取消を行った場合、加盟店は当社に代わって当社所定の取消処理を実施しなければならないものとします。また、この場合の利用者に対する商品等代金の払戻及び取消料の收受は、原則として本サービスを通じて行うものとします。
3. 本サービスを通じた決済がなされていない宿泊予約について、予約の変更・取消により取消料が発生した場

合は、加盟店が利用者に直接請求するものとします。

4. 本サービスを通じて当社が手配旅行契約を締結した利用者が、当社又は加盟店へ連絡なく当該手配旅行契約に係る宿泊をしなかった場合、当社は加盟店に対し、その取消料について補償等の責任を負いません。ただし、本サービスを通じて事前の決済が行われている場合には、当社は加盟店に対して所定の取消料を支払い、本サービスを通じて利用者のクレジットカードにより、利用者から商品等代金を上限として取消料の支払を受けるとともに、取消料を差し引いた商品等代金の差額がある場合、利用者に払い戻すこととします。
5. 取消料を計算する際に生じた1円未満の端数は切り捨てます。
6. 当社が利用者から收受し加盟店に支払う取消料は、当社の手数料これにかかる消費税等と相殺するものとします。
7. 加盟店は、取消又は不泊の事由が、天災地変、交通機関の運行不能(同盟罷業を含む)、その他の不可抗力等、利用者の責任とならない場合には、当該利用者に対して取消料を請求しないものとします。
8. 当社は、加盟店が不適切な取消料等の金額を設定した場合、不足する適切な金額との差額を請求できます。
9. 当社は、何らかの不正行為及びその疑い等により、利用者本人の申し込みでない予約と想定される場合、当該予約を取り消すことができ、加盟店は当該取り消しに対するキャンセル料を徴収しないことに同意するものとします。

第12条(手数料等)

1. 加盟店は、当社に対し、本サービス利用に係る下表に定める手数料等を支払うものとします。
 - ①旅行手配手数料 1.79%+消費税(対象:JCB / AMEX / Diners / Discover / 及び Visa/Mastercard 国内カード)
 - ②旅行手配手数料 2.9%+消費税(対象:Visa/Mastercard 海外カード)
2. 本条第1項に定める料金以外の料金を新たに定める場合、又は付加サービスの利用に伴い本条に定めのないシステム使用料を定める場合は、電子メール等を通じて事前に通知を行います。

第13条(手数料の精算方法)

1. 当社は、当社が利用者から收受した商品等代金及び取消料、前条に定める手数料等について、利用者が予約後の精算(チェックアウト)、変更、取消等を行いその金額確定日(通常、チェックアウトの翌日から4日後)の翌月末日(土日祝日または金融機関休業日の場合は前営業日)に、加盟店が当社に登録した金融機関口座に振り込みます。
2. 前項の振り込みは、当社が利用者から收受した商品等代金及び取消料から、前条に定める手数料等と、予約システムの使用料、これらに係る消費税等を差し引いた額とします。ただしその他当社の支払期日の到来した債権がある場合は差し引き後に振り込みます。また当社が收受していない商品等代金及び取消料に関しては当社から支払いがなされません。
3. 旅行手配手数料及び消費税等を計算する際に生じた円未満の端数は切り捨てます。
4. 当社からの振り込みに関し所定の振込手数料が差し引かれます。
5. 加盟店は当社へ金融機関口座を登録する必要があるため、変更ある場合は直ちに届け出るものとします。届け出の遅れにより当社から支払いが遅延した場合、当社は責任を負いません。
6. 当社は加盟店に振込額について当社の定める方法により電子的に通知を行います。

7. 当社から加盟店の請求額が、加盟店から当社への請求額を上回る場合は当社から加盟店への支払いを留保できるものとします。
8. 当社は、当社が裁判所その他官公署所からの命令を受けた場合、あるいは、法令又は法的根拠がある場合は、催告を要せず、相殺できるものとします。
9. 当社は、当社が裁判所その他官公署所からの命令を受けた場合、あるいは、法令又は法的根拠がある場合、本契約が解除される場合、及びその他加盟店と協議し当社が必要と合理的に判断した場合に、当社は精算金額が確定するまでの相当期間支払を停止することがあります。
10. 本条各項の定めにより、支払の停止、中止、遅延が発生する場合、遅延損害金の対象とならないものとします。

第14条（本サービスの中断、停止、変更又は廃止）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、原則として5営業日前までに電子メール及び当社ウェブサイトでの告知にて通知することにより、本サービスを一時的に中断できるものとします。
 - (1) 構成機器の保全、拡張、移行の為に必要となるシステムのメンテナンスを実施する場合。
 - (2) その他外部提携先システムのメンテナンスが実施される場合。
2. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、加盟店に事前に通知することなく本サービスを一時的に中断できるものとします。
 - (1) 構成機器及びソフトウェア障害により、緊急にシステムのメンテナンスを実施する場合。
 - (2) データセンターの障害、接続先金融機関の障害、一般通信回線・ネットワークの障害、その他想定外の範囲外の障害により、本サービスの提供ができなくなった場合。
 - (3) その他、運用上、技術上、あるいは法令上、想定外の事由が生じ緊急に本サービスの中断が必要と判断した場合。
 - (4) 天災、地変、動乱、暴動、感染症の流行、労働争議等により、本サービスの提供ができなくなった場合。
3. 加盟店は、当社が任意に本サービスの内容の全部又は一部を変更又は廃止することがあることをあらかじめ承諾します。この場合、当社は、当社が適当と判断する方法により、加盟店に告知します。
4. 当社は、前項に基づく変更又は廃止が加盟店に重大な不利益を及ぼすと判断する場合、事前に当該変更又は廃止を告知するものとします。この場合、加盟店が当社の告知した変更又は廃止の実施日までに本契約を終了させない場合、加盟店が当該変更又は廃止に同意したものとみなします。
5. 当社が本サービスの内容の全部の廃止を告知した場合、前項にかかわらず、本契約は、当該廃止の実施日をもって終了するものとします。
6. 当社は、理由の如何を問わず、当社が本システムの全部又は一部を中断、停止、変更又は廃止したことによって加盟店に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。
7. 当社は、特定の加盟店においてチャージバック等の不正利用の金額または件数が増加した場合、当該加盟店に対し本システムの利用を停止できるものとします。

第15条(障害対応)

1. 本サービスに障害が発生した場合、当社は障害の状況を速やかに加盟店に通知するとともに、復旧に当たるものとします。

2. 早期の障害復旧が困難である場合、当社は、加盟店の承諾なく本サービス復旧に代わる措置を実施する場合があります。

第16条(データの保持義務)

当社は、業務上必要な期間を超えて予約情報を保持する義務を負いません。

第17条(免責及び非保証)

1. 以下の各号のいずれの該当する場合、本サービスの稼働保証の範囲外とし、当社は加盟店に対し責任を負わないものとします。
 - (1) 本サービスが外部の接続機関(カード会社等、決済代行会社等及び予約システムが提供するシステムを含み、以下、「外部機関」といいます。)と連携するオンライン処理において、外部機関の処理状況、処理の過密、予期しない経路上構成装置の異状により発生したパフォーマンス低下があった場合。
 - (2) 本サービスが外部機関と連携するプロセッシング処理において、外部機関の不具合による通信不可、処理不可があった場合。
 - (3) 加盟店から受領したデータの不備による処理の遅延、業務の遅延が発生した場合。
 - (4) 当社が管理する回線、データセンター回線、加盟店及び利用者環境、第三者環境に生じた事由による通信不可、処理不可があった場合。
 - (5) 構成機器に多重故障が同時期に発生し、継続運転ができなくなった場合。
2. 当社は、本サービスの中断、停止等によって、加盟店が損なった情報、利益等について一切保証しないものとします。ただし、当社の責に帰すべき事由による場合はこの限りではありません。
3. 当社は、加盟店の操作ミスにより生じたデータの修正は行わないものとします。
4. 本サービスの利用により、加盟店が第三者に損害を与えた場合、加盟店は自己の責任と費用をもって解決するものとします。ただし、当社の責に帰すべき事由による場合はこの限りではありません。
5. 火災、停電、通信回線、決済代行会社及びカード会社等の事故、天災地変その他不可抗力により、加盟店契約における当社の債務を履行できなかった場合、当社は、当該不履行に基づく一切の債務につき免責されるものとします。
6. 加盟店は、本システムの提供は、当社がその時点で提供可能な状態で提供するものであり、バグなどの不具合が一切ないこと、本システムが第三者の権利を侵害しないこと、本システムが加盟店の目的、要求及び利用態様に適合すること及び本システムが法令等に適合することについて、当社が保証するものではないことを承諾するものとします。

第18条(届出事項の変更)

1. 加盟店は、当社に届け出た名称、所在地、代表者、主たる営業所、振込指定口座等に変更が生じた場合、本サービスを取り扱う施設を追加・改廃する場合、又は施設の名称、所在地、連絡先等に変更が生じた場合は、直ちに当社所定の方法によりその旨を通知しなければなりません。
2. 加盟店が前項に定める通知を怠った場合において、当社からの加盟店に対する通知、送付書類等が延着又は到達しなかった場合、通常到達すべきときに到達したものとみなします。
3. 加盟店が本条第1項に定める通知を怠ったため、当社から加盟店への支払が遅延した場合、通常支払われる

べき時期に支払われたものとみなします。

4. 本条第1項の通知がないため、本サービスが加盟店からデータを正常に受領できなかった場合、当社は、加盟店が損なった情報、利益等について、一切の保証をいたしません。

第19条(秘密保持)

1. 加盟店及び当社は、加盟店契約を履行するにあたり知り得た相手方の業務上、技術上、営業上の秘密等一切の情報を厳に秘密として保持するものとし、加盟店契約の履行以外の目的での使用や、第三者に開示、漏洩又は販売等しないものとします。ただし、当社は、本サービスを提供する上で必要と判断した場合は、加盟店の承諾なしに決済代行会社等及びカード会社等に加盟店情報を開示できるものとします。
2. 前項の定めにかかわらず、次の各号の一に該当する情報は前項の秘密保持義務の適用を受けないものとします。
 - (1) 開示を受けた時、既に公知または公用となっていた情報。
 - (2) 開示を受けた後、受領者の責めによらず公知または公用となった情報。
 - (3) 開示を受けた時、既に受領者が適法に保有していた情報。
 - (4) 正当な権限を有する第三者から、秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報。
 - (5) 開示を受けた情報によらず独自に開発した情報。
3. 本条第1項の規定にかかわらず、加盟店および当社は、本加盟店契約の履行のために秘密情報を知る必要のある自社及び親会社の役員及び従業員、顧問弁護士及び公認会計士等守秘義務を負うものに、本加盟店契約に基づいて行う業務の履行に不可欠な範囲に限り、相手方の秘密情報を、相手方の書面による事前の同意を得ることなく開示することができるものとします。この場合に、加盟店および当社は、開示先に対し、本加盟店契約と同等の義務を負わせかつその一切の責任を負うものとします。
4. 加盟店及び当社は、本加盟店契約が終了した場合または相手方の指示、要求がある場合には、その指示、要求内容に従い秘密情報の返却または廃棄その他の処分を行うものとします。

第20条(知的財産権)

1. 加盟店は、当社から提供を受けた仕様書等技術資料より、本サービスに関する発明、考案、意匠の創作(以下、「発明等」という。)を行ったとき、直ちにその内容を当社に通知するものとします。
2. 前項の発明等を、当社が単独で行ったときは、当該発明等に関する権利は当社に帰属するものとし、それ以外の発明等に関する権利の帰属は、加盟店と当社の協議により決定するものとします。

第21条(個人情報の保護)

1. 加盟店及び当社は、利用者の氏名・住所等個人を識別可能な情報、支払に必要なクレジットカードの情報、利用者の支払の履歴等(以下「個人情報」といいます)を取得、管理する場合は関連法令を遵守するものとし、また、当該個人情報を厳重に管理し、従業員等による不当な複製又は持ち出しが不可能な体制を構築しなければならないものとします。
2. 加盟店及び当社は、利用者に関する個人情報等を第三者に閲覧・改ざん・破壊されることがないよう善良な管理者の注意義務をもって保管、管理するものとします。
3. 加盟店及び当社は、個人情報等の滅失・毀損・漏洩等(以下、「漏洩等」といいます)が発生した場合、または

その可能性がある場合には、直ちに相手方に対し、報告をしなければならないものとします。

4. 加盟店又は当社による第三者への個人情報の提供は、当該利用者が同意している場合又は業務上必要であり当該利用者等の保護に値する正当な利益を侵害されるおそれのない場合であって相手方の同意がある場合、並びに各種法令の規定により提出を求められた場合及びそれに準ずる公共の利益のため必要がある場合に限るものとし、提供に際しては守秘義務について十分配慮するものとします。
5. 前項にかかわらず、当社は、利用者の個人情報について、特定の個人を識別すること及び作成に用いる個人の当該個人情報を復元することができないよう適切な保護措置を講じた上で、統計情報の作成及び第三者への提供を法令で認められた範囲で実施することがあります。
6. 加盟店及び当社は、本条に違反することにより相手方に損害を与えた場合には、相手方が被った損害を賠償するものとします。

第22条(差別待遇の禁止)

加盟店は、利用者に対し、正当な理由なく本サービスを利用した取引を拒絶し、クレジットカード決済について他の支払と異なる代金・手数料を請求する等、利用者に不利となる差別的取扱いやクレジットカードの円滑な使用を妨げる何らの制限も行わないものとします。

第23条(地位の譲渡等の禁止)

1. 加盟店は、当社の事前の書面での承諾なく加盟店契約上の地位を第三者に譲渡又は承継できないものとします。また加盟店は、当社に対する債権を第三者に譲渡又は担保に供する等できないものとします。
2. 当社は加盟店に対して、事前に書面で通知の上、加盟店契約上の地位の全部又は一部を第三者に譲渡することができるものとします。

第24条(契約解除)

1. 当社は、加盟店が加盟店契約の履行を怠った場合、合理的な期間を定めて催告の上、加盟店契約を解除することができるものとします。
2. 前項の定めにかかわらず、当社は、加盟店に以下の事項に該当する事由が生じた場合、何ら催告することなく直ちに加盟店契約の全部又は一部を解除できるものとします。
 - (1) 営業の取消、営業停止等の処分、支払停止、支払不能、租税滞納処分又は民事再生、会社更生手続の開始、破産申立、その他特別清算若しくはこれらに類する手続開始の申立てのあった場合。
 - (2) 第三者から強制執行、仮差押、仮処分又は競売の申立てがあった場合。
 - (3) 手形又は小切手が不渡りになった場合。
 - (4) 資産状況が悪化したと判断すべき合理的な事由が発生した場合。
 - (5) 事前に当社が承諾した場合を除く、解散、合併、分割又は事業の全部若しくは重要な一部を譲渡した場合。
 - (6) 法令に違反し、加盟店契約の履行に支障をきたすおそれが生じた場合。
 - (7) 加盟店が当社の信用を失墜させる行為を行ったと当社が判断した場合。
 - (8) 加盟店契約の申込時及び変更時に虚偽の事項を通知したことが判明した場合。
 - (9) 加盟店の営業又は業態が公序良俗に反すると当社が判断した場合。
 - (10) 加盟店から当社への支払が延滞した場合。

- (11)加盟店が他の決済会社との取引にかかる場合も含めて、本サービスや決済手段を悪用していることが判明した場合。
 - (12)換金を目的とする商品等の販売、架空売上の請求、その他加盟店が不正な行為を行ったと当社が判断した場合。
 - (13)加盟店の決済取引について、偽造・盗難・無効等による不正利用の割合が高いと当社が判断した場合。
 - (14)第24条(地位の譲渡等の禁止)に違反して、加盟店の地位または債権を第三者に譲渡、質入れ等を行った場合
 - (15)加盟店が、当社からその所在が不明になった場合。
 - (16)本規約に違反して決済取引を行った場合。
 - (17)当社との他の契約において、その契約解除事由に該当した場合。
 - (18)当社の調査に協力しない場合(回答期限内に回答がなかった場合、虚偽の回答をなした場合を含む)、または本規約に定められた当社からの指導、要請等に従わない場合。
 - (19)加盟店が1年以上継続して決済取引を行っていない場合。
 - (20)当社または決済会社が指定した期間内に加盟店が提供するサービスにおける不正利用等の事象が減少、もしくは改善する見込みがないと当社、決済会社等又はカード会社等が判断した場合。
 - (21)決済会社等又はカード会社等から本加盟店契約の解除の通知・要請があった場合。
 - (22)利用者からの苦情が複数発生した場合。
 - (23)当社が本加盟店契約の締結にあたって定めた条件に違反した場合。
 - (24)その他加盟店として不適当と当社が判断した場合。
3. 加盟店は、前項により加盟店契約の全部又は一部が解除された場合、当社に対し負担する一切の金銭債務につき当然に期限の利益を喪失し、直ちに弁済するものとします。

第25条(有効期間)

- 1. 加盟店契約の有効期間は、加盟店契約の成立の日から翌年3月31日までとします。ただし、期間満了の3ヶ月前までに加盟店又は当社 のいずれからも特段の申し出がない限り、加盟店契約は自動的にさらに1年間延長するものとし、以後も同様とします。
- 2. 前項の定めにかかわらず、加盟店又は当社は3ヶ月前までに相手方に対し書面で通知することにより加盟店契約を解除できるものとします。
- 3. 加盟店は、前二項の規定により当社に対して加盟店契約の終了又は解除の通知をした場合であっても、当社に対して加盟店契約の終了又は解除の日までに発生する本サービス利用の対価を支払うものとします。
- 4. 当社と加盟店との公式サイトでの予約システムに関する契約(当社と第三者による公式サイトでの再使用許諾契約を含む)が終了する場合、本契約も終了するものとします。

第26条(損害賠償)

- 1. 加盟店契約の履行に関し、加盟店又は当社が自己の責に帰すべき事由により、相手方又は利用者に損害を与えた場合は、直接の結果として現実に生じた通常の損害を賠償する責任を負うものとします。
- 2. 前項において、当社は、損害を加盟店に与えた場合、加盟店が当社に支払う予約システムの月額使用料1ヶ月分の範囲内において賠償するものとします。

3. 前2項にかかわらず、本規約による賠償は本サービスによるものに限定され、また当社が本規約以外による賠償を行う場合、その原因となる発生事象に対し重複して本規約による賠償はなされません。

第27条(反社会的勢力の排除)

1. 当社又は加盟店は相手方に対し、役員、従業員、株主若しくは実質的経営者が反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいいます。以下同じ。)に該当しないこと及び次の各号の一に該当しないことを表明及び保証するとともに、将来も該当しないことを書面により確約するものとします。
 - (1)反社会的勢力が経営を支配していると認められること。
 - (2)反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められること。
 - (3)自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められること。
 - (4)反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。
 - (5)その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること。
2. 当社又は 加盟店は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為を行わないことを書面により確約するものとします。
 - (1)暴力的な要求行為
 - (2)法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3)取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4)風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5)その他前各号に準ずる行為
3. 加盟店が本条第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は前二項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、当社は、加盟店への事前通知なく直ちに本サービスの提供を停止、加盟店契約を解除するものとします。この場合加盟店は、当社に対し負担する一切の金銭債務につき当然に期限の利益を喪失し、直ちに弁済するものとします。

第28条(契約終了後の措置及び残存条項)

1. 加盟店は、加盟店契約が終了した場合、直ちに、加盟店契約の存在を前提とした広告宣伝、取引申込の誘引行為を中止するものとします。契約終了時点で当社が受け入れた商品等代金等の債権、及び加盟店からカード会社等への債権譲渡を終了して当社がその収納業務を完了していない商品等代金等の債権の処理については、加盟店契約終了後もなお、加盟店契約はその効力を有するものとします。
2. 加盟店契約終了後といえども、第8条(利用者との紛議への対応)、第19条(秘密保持)、第20条(知的財産権)、第21条(個人情報保護)、第26条(損害賠償)、第28条(契約終了後の措置及び残存条項)、第29条(準拠法)、第30条(合意管轄)及び第31条(協議解決)については、なお効力を有するものとします。

第29条(準拠法)

本規約に関し、日本法が適用されるものとします。

第30条(合意管轄)

本規約に関し、当社と加盟店間に紛争(裁判所の調停手続きを含む)が生じた場合は、訴額により、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第31条(協議解決)

本規約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、両方で信義誠実の原則に従って協議し、円満に解決を図るものとします。

2026年1月14日制定